

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

平成 19 年 6 月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」では、地方公共団体は毎年度、財政の健全性に関する比率を算定し、その算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。

令和 6 年度決算に基づき算定した奥多摩町の比率は下記のとおりで、いずれの比率も基準以下（健全段階）となりました。

＜健全化判断比率＞

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
奥多摩町	—	—	7.2	—
早期健全化基準 （イエローカード）	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準 （レッドカード）	20.00	30.00	35.0	

※「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」については、赤字額でないため「—」と表示しています。

※「将来負担比率」については、将来負担額を充当可能財源（基金など）が上回ったため「—」と表示しています。

【実質赤字比率】

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

奥多摩町においては、実質赤字額はありません。

【連結実質赤字比率】

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

奥多摩町においては、連結実質赤字額はありません。

【実質公債費比率】

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金（特別会計等への繰出金のうち地方債の償還に充てた経費等）の標準財政規模に対する比率（数値は 3 ヶ年度の平均数値で算出します）。

【将来負担比率】

地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模（1 年分）に対する比率。

【標準財政規模】

町の標準的な状態で通常収入が見込まれる経常的一般財源（税などの使途の特定されていない財源）の規模。

＜資金不足比率＞

(単位：％)

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

※資金不足がないため「—」と表示しています。

【資金不足比率】

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。
奥多摩町の各公営企業においては、資金不足は生じていません。